第824号 受付 22.10.5 小郡三井医師会

福県医発第１４０３号（地）
平成２２年１０月　１日

各　医　師　会　長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公印省略）

処方せんへの医療機関コード等の記載について

平成２２年診療報酬改定において、処方せんに「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」（以下、「医療機関コード等」とする。）を記載することとなり、処方せん様式及び処方せんに係る記載要領通知の一部改正が行われましたことにつきましては、既にご連絡しているところでございます。

上記通知において、医療機関コード等の記載につきましては、平成２２年９月３０日までの間は省略できるものとされており、平成２２年１０月１日以降に処方せんを発行する場合には医療機関コード等の記載が必要となり、また、薬局においても調剤報酬の請求に当たり、医療機関からの処方せんに基づき、調剤報酬明細書への医療機関コード等の記載が必要となっております。

このことについて、今般、社会保険診療報酬支払基金福岡県支部並びに福岡県国民健康保険団体連合会より別紙のとおり各保険医療機関へ通知する旨連絡がありましたので、お知らせいたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

写

事　務　連　絡
平成22年10月4日

保険医療機関　御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

処方せんへの医療機関コード等の記載及び
処方せんの旧様式の取り繕いについて（お願い）

平素は、支払基金の業務運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、下記により取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

記

1　処方せんへの医療機関コード等の記載

本年4月の診療報酬改定に伴う「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正により、処方せんを発行した保険医が診療に従事する保険医療機関の都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードを処方せんへ記載することとされたところですが、平成22年9月30日までは、猶予期間として当該記載を省略することができるものとされたところです。

ついては、当該猶予期間経過後においては、処方せんに医療機関コード等の記載がない場合、保険薬局の調剤報酬請求に支障をきたすことになりますことから、平成22年10月1日以降に発行される処方せんについては、貴院の診療報酬明細書に記載されている都道府県番号、点数表番号及び医療機関コードを確実に記載（「参考1」を参照。）していただきますようお願い申し上げます。

2　処方せんの旧様式の取り繕い

旧様式の処方せんへの医療機関コード等の記載は、受取る保険薬局が分かるように備考欄等に記載することとなりますので、「参考2」の取り繕い例を参考として、処方せんの「備考」欄に「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄を設けて取り繕いのうえ確実に記載していただきますようお願い申し上げます。

（参考１）

処方せんへの医療機関コード等の記載

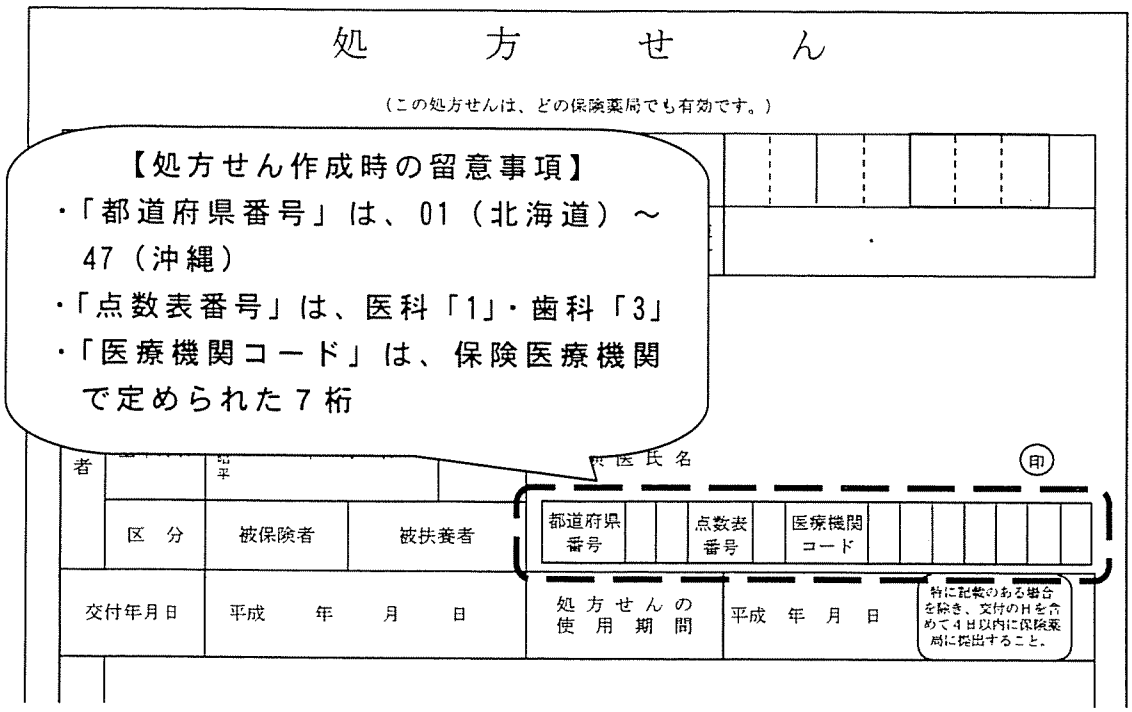

（参考２）

処方せんの旧様式の取り繕い例

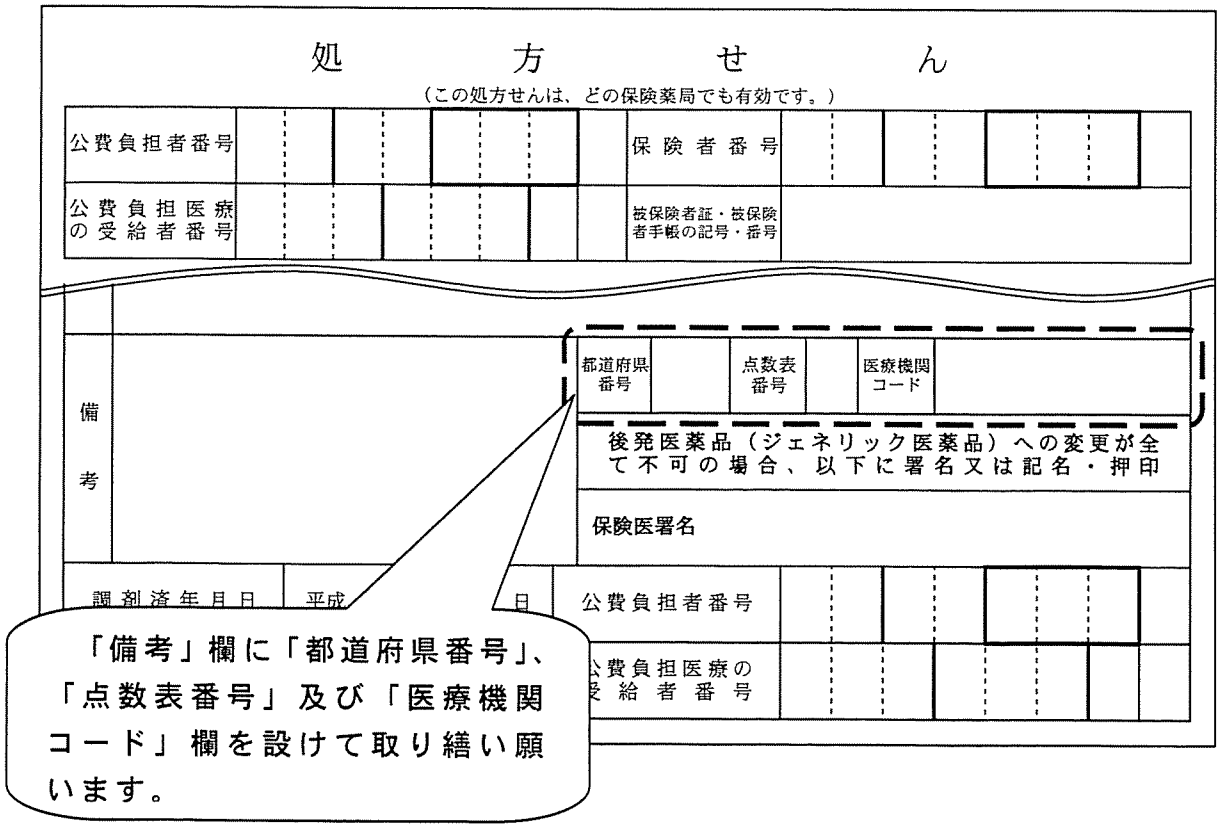

平成 22 年 10 月 6 日

保険医療機関　御中

福岡県国民健康保険団体連合会

処方せんへの都道府県番号、点数表番号、医療機関コードの記載について（お願い）

平素から、本会の事業運営につきましては格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記につきましては、下記により取り扱いいただきますようお願い申し上げます。

記

既にご承知のとおり、平成２２年４月の「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正により保険医療機関が発行した処方せんの記載に基づき、「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」（以下、「医療機関コード等」という。）を調剤報酬明細書へ記載することとされたところですが、平成２２年９月３０日までに発行された処方せんを受け付ける際には、猶予期間として記載を省略することができるとされていたところです。

つきましては、当該猶予期間を経過した平成２２年１０月１日以降は調剤報酬明細書の医療機関コード等の記載が必須とされることから、処方せんを発行される場合は、別添の記載上の注意事項を参照の上処方せんへの医療機関コード等の記載もれがないようにご留意くださいますようお願い申し上げます。

なお、この文書は全保険医療機関へお知らせしていますので、今回の改正の内容に該当しない院内処方のみを行っている保険医療機関につきましても同様のお知らせとなりました事をお詫び申し上げます。

問合せ先
審査管理部 審査管理課 審査管理係
TEL　092（642）7837

<処方せんの記載上の注意事項>

1. 「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄について

① 「都道府県番号」欄には保険医療機関の所在する都道府県番号２桁（診療報酬明細書に記載する都道府県番号と同様の番号）を記載してください。（福岡県：４０）

②「点数表番号」欄には、医科は１、歯科は３を記載してください。

③「医療機関コード」欄には、それぞれの医療機関について定められた医療機関コード７桁（診療報酬明細書に記載する医療機関コードと同様の番号）を記載してください。

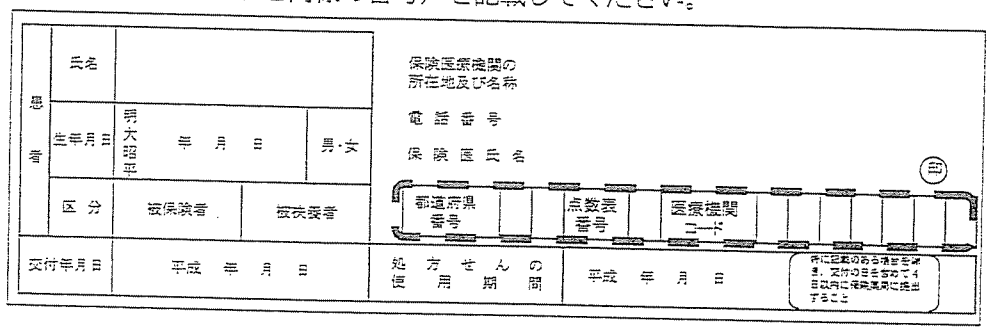

2. 旧様式の取綴いについて

旧様式の処方せんに記入される際は番号のみを記載せず「備考」欄に「都道府県番号」、「点数表番号」及び「医療機関コード」欄を設けて取綴い願います。
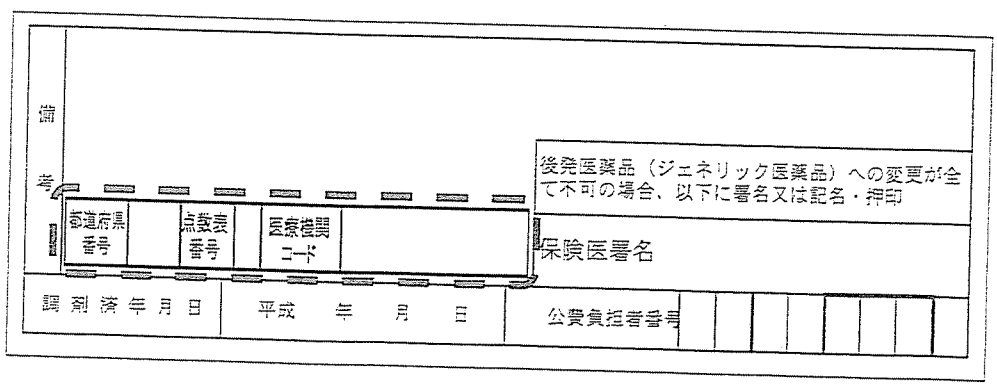
(取綴い例)